はじめに

急速な少子高齢化や人口減少の進展、市民の価値観の多様化が進む中で、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会の創出と、あらゆる人が暮らしやすい「選ばれる都市　新潟市」を実現するためには、男女共同参画を推進し様々な視点が確保されることが必要不可欠です。

本市では、平成 17 年に制定した「新潟市男女共同参画推進条例」の理念のもと、４次にわたって「男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。

令和６年に実施した男女共同参画に関する市民調査では、様々な場面・分野における男女の地位の平等感について、平等だと感じている人の割合が全てにおいて上昇しており、男女共同参画に関する市民の意識は少しずつ変化していますが、社会通念や慣習などにおいて男性が優遇されていると感じている人の割合は依然として高い状況です。

また、令和６年には女性の福祉増進、人権の尊重、男女平等の実現を基本理念に掲げる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

このような状況を踏まえ、「第５次新潟市男女共同参画行動計画」では、「新潟市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を新たに包含し、「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」及び「新潟市女性活躍推進計画」と合わせ、男女共同参画の推進に関連した施策を一体として、総合的かつ計画的に推進していきます。

今後、本計画を着実に推進し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がさらに広がるよう、市民・事業者・団体の皆さまとの連携・協働により進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました新潟市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和８年３月

新潟市長　　**中　原　八　一**